

## 意見書

平成 23 年 11 月 30 日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申案(以下、「答申案」という。)についての意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 【総論】

我が国の「光の道」構想は、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)で取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にも示されているとおり、日本経済の活性化と、豊かな国民生活の実現を目指したICT利活用社会の基盤を構築するものです。「電気通信事業政策部会」並びに「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」は、昨年12月に公表された『「光の道」構想に関する基本方針について』(以下、『「光の道」基本方針』という。)及び『「光の道」構想実現に向けた工程表』に示された内容の具体化と着実な推進のため、審議等を積み重ねてきたものと認識しています。その意味では、前述の社会基盤たるブロードバンド網の普及促進のため、PSTN・メタル回線のIP網・光回線への円滑な移行の実現やブロードバンド市場における事業者間競争の活性化に必要な取組み等に軸足を置き、総合的な政策の推進が図られるべきと考えます。

そうした観点に基づき答申案を俯瞰した場合、IP 網への移行時における二重コスト回避の必要性や、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)が現状の PSTN の主要な移行先であるとの認識のもと、NTT-NGN のオープン化によるサービス競争の必要性が謳われる等、重要な視座が含まれているものと考えます。その一方で、電話網から IP 網への計画的な移行に関しては、NTT 東西殿が公表した概括的展望をベースにした議論にとどまり、アクセス網を含め、真に移行を促進する内容とはなっていない点や「光の道」構想の着実な推進に不可欠な NTT 東西殿の機能分離等の取り組みや各種検証制度の枠組みに関しては、十分な議論がなされないまま、総務省殿内部での検討や法令整備が先行した点等は課題として存在しているものと認識しています。また、ブロードバンド市場における競争環境整備についても、NTT-NGN のアンバンドルの在り方等の基本的視座の整理にとどまり、具体的な政策策定には至っておらず、寧ろ当該市場に比して競争の進展しているモバイル市場における競争の枠組み見直しの方向性が具体的に示されていることは上記答申案の背景等からして、バランスを欠く側面がある点も否めません。

以上のような課題については、今後、最終的な答申のとりまとめ及び今後の各種制度整備・フォローアップを実施する上で、十分に考慮いただくことを強く希望します。

世界的な潮流でもある超高速ブロードバンド基盤の整備を推進し、世界最高水準のブロードバンド環境の構築を推進することが日本再生のための喫緊の課題であることを改めて認識の上、

「光の道」構想を具現化する政策立案・ルール整備を政府・業界一体となり推進していくことが肝要であると考えます。

以上を踏まえ、次頁より、本答申案の各項目に対する弊社共意見を詳述します。

| 編   | 章                                    |   | 具体的内容   |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 第 I 編<br>電話網<br>から IP<br>網への<br>円滑な<br>移行の<br>在り方<br>につい<br>て | 第1章 はじめに                             |   | 政府方針として示されている「光の道」構想の実現に向け、電話網から IP 網への円滑な移行の在り方について、これまで検討が重ねられてきました。本検討は、NTT 東西殿が公表した「概括的展望」を前提として行われてきたものと認識していますが、当該計画においては、コア網の移行完了時期を 2025 年頃とし、アクセス回線の移行に至っては具体的な期限等が一切明示されていません。すなわち、「概括的展望」ベースで得られた結論は、コア網及びアクセス回線に係る二重コストが今後最低でも 10 年以上発生することを容認することを意味しています。これら二重コストが最終的に消費者負担となることを踏まえれば、社会経済性・効率性の観点でみすみす看過すべきものでなく、可能な限り早期の移行を官民一体で志向していく視座を常に持ち続けていくことが重要であると考えます。   |
|   | 第 2 章<br>総論（ネ<br>ットワー<br>クの在り<br>方等） | 1 コア網<br>の PSTN<br>から IP 網<br>への移行<br>に伴う今<br>後のネッ<br>トワー<br>クの在り<br>方<br><br>(1) 今後のネットワークの在り方<br><br>(2) 検討の基本的視座 | <p>答申案で述べられているとおり、NTT-NGN に対しては「多様なサービスを効率的かつ安定的に提供することが可能な基幹的なコア網としての役割が期待されている」ことを踏まえ、マイグレーション後において、競争環境の後退を招かないような政策の実現が求められています。具体的には、移行先である NTT-NGN において、GC 接続類似機能や通信プラットフォーム機能のアンバンドル、端末設備の開放等、公正競争上、必要なルール整備については、総務省殿の審議会等の場で速やかに実施の結論を出して頂き、NTT-NGN における公正競争環境整備を推進して頂くことを希望します。</p> <p>電話網から IP 網への円滑な移行を検討するに当たり、「継続性」、「予見性・透明性」、「発展性・柔軟性」の三点を基本的視座とすることについては一定の合理性があるものと考えます。特に「継続性」の観点において、NTT-NGN が基幹的なコア網として、競争基盤の役割を担うものであることを踏まえ、電話網にて実現されていた競争環境が後退すること</p> |

| 編 | 章 |                           | 具体的内容  |
|---|---|---------------------------|--|
|   |   | (3) その他の関連ネットワークの移行が与える影響 | <p>のないよう、具体的な方策が講じられるべきと考えます。</p> <p>現在、NTT 東西殿は、メタル回線の「巻き取りの年限が長い」ことを前提として、移行スケジュールすら明確にしていない状況にあります。しかしながら、第1章に対する弊社共意見でも述べたとおり、コア網だけでなくアクセス回線においても二重コストの問題が現に発生しており、また、アクセス回線の移行スケジュールは接続事業者の事業運営にも多大な影響を及ぼします。従って、NTT 東西殿は、メタル回線の効率的な巻き取り方策の検討を行うと共にメタル回線の巻き取りスケジュールを早期に明確化することが必要と考えます。なお、NTT 東西殿による自主的対応がなされない場合には、総務省殿から当該情報の開示に係る要請を行うことも検討すべきと考えます。</p>   |
|   | 2 | NTT東西の「概括的展望」             | <p>第1章に対する弊社共意見でも述べたとおり、NTT 東西殿は「概括的展望」において、コア網の移行完了時期を 2025 年頃と想定し、アクセス網に至っては移行スケジュールすら明確にしていません。答申案において指摘されているコア網については勿論のこと、アクセス回線においても二重コストが現に発生していることを踏まえ、現在の NTT 東西殿の計画を確定的なものとするべきではなく、アクセス回線も含め、効率的に巻き取る方策を新たに計画に組み入れることで、移行の早期化を図るべきと考えます。</p> <p>なお、移行の早期化については、事業者の取組みにのみ任せるのではなく、総務省殿が主導的役割を担って頂くことも必要と考えます。具体的には、最終的な期限を含む詳細な移行スケジュールや IP 化・光化によるサービスの高度化といった移行メリットのみならず、二重コスト等タイムリーに移行しないことによるデメリットや装置寿命等による機器変更が</p> |

| 編              | 章             | 具体的内容  |
|----------------|---------------|--|
|                | 3 関係者による合意形成  | <p>不可避な点等についても、官民一体となり効果的な周知活動等を行うことで、社会全体の移行を促していくべきと考えます。</p> <p>現在、NTT 東西殿が関係者の合意形成の場として設けている事業者間協議の場（以下、「意識合わせの場」という。）については、議論すべきテーマや課題等に応じて、適宜参加者や開催頻度・開催場所等を見直す必要があると考えます。具体的には、現状「意識合わせの場」に参加していない ISP 事業者や地方の DSL 事業者への積極的参加の呼びかけや、東京以外の地域での弾力的な開催等を実施する等、柔軟な会議運営を図るべきと考えます。</p> <p>また、「意識合わせの場」の設置目的はそもそも技術面・運用面の諸条件の合意形成にあることから、事業者間協議が難航した場合や政策的課題が生じた場合には、「電話網移行円滑化委員会」が当該議題を取り扱うこととする等、行政と民間の間で有機的な議論推進のサイクルを確立することも必要であると考えます。</p> |
| 第 3 章<br>利用者対応 | 1 円滑な移行に向けた取組 | <p>利用者視点において最も重要な視点は、如何に利用者の負担なく円滑な移行を実現するかという点に尽きると考えます。その意味では、第 2 章 3『NTT 東西の「概括的展望」』に対する弊社共意見でも述べたような効果的な周知活動等を通じて、多様な利用者層（経済的・環境的要因で移行が困難な利用者を含む）に対して、IP 化・光化による移行メリットや移行が遅延することによるデメリット等を訴求していくことが必要と考えます。そのためにも、官民が連携して、効果的で計画的な移行スケジュールを策定することに加え、公正競争の促進により、レガシー網よりも低廉かつ多様で魅力的なサービスが市場に登場する環境を整備し、利用者の能動的移行を加速化することが重要と考えます。</p>   |

| 編 | 章            |                        | 具体的内容  |
|---|--------------|------------------------|--|
|   |              | 2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性  | <p>現在、NTT 東西殿が提示しているサービスの維持・廃止の分類は、想定需要や装置の物理的寿命等を勘案して行われていますが、利用者含め、社会全体で十分にコンセンサスが得られているものではありません。このため、サービスの分類について、今後継続的に検証を実施し、利用者や事業者に予期しない影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、直ちに区分の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>また、特に情報弱者の利用者等が不利益を被ることのないよう、NTT 東西殿はサービスの維持・廃止の分類と分類の基となる考え方について、利用者が入手しやすい形で公表すべきと考えます。</p>   |
|   | 3 各サービスに係る課題 | (1) 移行後も維持されるサービスに係る課題 | <p>移行後も維持されるサービスは、特に国民生活に不可欠で需要の大きいものが多いため、料金や品質等も含め、代替となるサービスを速やかに提供すべきと考えます。他方、「加入電話または加入電話に相当する光 IP 電話」は、移行の促進等に配慮し、ユニバーサルサービスとして位置付けられているにも係らず、NTT 東西殿の 0AB-JIP 電話サービスは、基本的にブロードバンドサービスとバンドル化されており、加入電話の基本料相当での利用ができないことから、加入電話の代替サービスとなり得ていません。このため、NTT 東西殿はバンドルされていない 0AB-JIP 電話サービスを提供し、利用者が継続して加入電話相当のサービスを利用できるようにすべきと考えます。</p> <p>また、利用者利益や移行円滑化の観点からは、上記と併せ、接続事業者が 0AB-JIP 電話を初めとする移行後も維持されるべきサービスを、最低限 NTT 東西殿と同時期に提供可能とするような競争環境を実現し、より低廉かつ多様なサービスを利用者が選択可能とすることが必要と考えます。</p> |

| 編 | 章 |                      | 具体的内容  |
|---|---|----------------------|--|
|   |   | (参考) 停電時の局給電         | <p>停電時の局給電については、災害対策の重要性に鑑みて、短期的には通信端末におけるバッテリーの搭載の取り組み等を中心に推進することが考えられます。また、中長期的には、光ファイバ給電の開発やソーラーパネルの活用等、抜本的な解決方法の実現に向けて検討を深めるべきと考えます。</p>   |
|   |   | (2) 廃止されるサービスに係る課題   | <p>廃止されるサービスの代替サービスについては、答申案にあるとおり、競争事業者も含めた競争環境下で多様なサービスが選択可能となる環境を整備していくことが基本と考えます。なお、サービス廃止による利用者への影響を踏まえれば、第3章2「維持・廃止されるサービスの分類の妥当性」に対する弊社共意見で述べたとおり、NTT東西殿はサービスの維持・廃止の分類と分類の基となる考え方について公表した上で、利用者含め、社会全体のコンセンサスを得ることを最優先とすべきと考えます。</p>                                      |
|   |   | (3) その他の課題（光回線の契約関連） | <p>現在、NTT 東西殿は、メタル回線を IP ネットワークへ収容する方式を検討していますが、メタル回線の早期マイグレーションによる二重コストの最小化や過渡期的なサービス提供方式による追加コストの発生を抑制する観点から、原則として、NTT-NGN へ収容するアクセス回線は光回線に限定すべきと考えます。なお、光回線の引き込みが困難とされる雑居ビルやペンシルビル等に関しては、答申案にある効果的な利用者周知に加え、外壁配線等の代替手段や建物美観を損ねない施工方法の工夫等を実施することにより、光化に向けた課題解消に努めるべきと考えます。</p> |



| 編                  | 章                             |   |   | 具体的内容  |
|--------------------|-------------------------------|---|---|--|
| 第 4 章<br>事業者対<br>応 | 1 PSTN<br>における<br>競争環境<br>の維持 | (1) コア<br>網の IP<br>網への移<br>行に対応<br>したコロ<br>ケーショ<br>ンルール<br>の在り方 | ア コロケーション設備<br>の減設に対応したコ<br>スト算定方法(電気料<br>算定)の見直し                     | 電気料については、コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、実際の<br>使用電力に応じて算定することが適当と考えます。しかしながら、電氣量を計測するメー<br>タを各設備に設置した場合、接続事業者において多額の追加コストが発生することが想<br>定されるため、機器数や機器内の利用ポート数等の設備構成から、実際に使用可能な電<br>力量を算定し、当該電力量に見合った料金を電気料とする等のルールを新たに整備すべ<br>きと考えます。  |
|                    |                               |   | イ コロケーション設<br>備の撤去に伴うルー<br>ル(「6ヶ月前ルー<br>ル」)の見直し                       | 現在、接続事業者は、コロケーション設備の撤去完了日の6ヶ月前までに申し入れを行<br>う必要があります。今後、IP 網への移行において大規模な設備入替が発生することを踏ま<br>えると、接続事業者による時宜を得た柔軟な撤去を可能とするため、6ヶ月という期間を短<br>縮すべきと考えます。具体的には、実際に撤去に要する期間が3ヶ月程度であり、その<br>後、光用コロケーション設備を設置することで、以降、二重負担が生じることを踏まえ<br>れば、現状の6ヶ月を3ヶ月程度に短縮化し、接続事業者の移行インセンティブを確保<br>すべきと考えます。 |
|                    |                               |   | ウ コロケーションスペ<br>ースに空きがない場<br>合の増設の義務化、<br>申込み手続の簡素<br>化、リードタイムの短<br>縮化 | 現在、一つの設備の入替を行う場合、契約の廃止・新規申込みと2件の申請が必要と<br>なります。今後、IP 網への移行に係る大規模な設備入れ替えが発生することを踏まえる<br>と、NTT 東西殿・接続事業者双方の運用負荷を軽減するため、申込み手続の簡素化が必<br>要と考えます。具体的には、手続き上、新たに「変更」の区分を設ける等により、設備入替<br>を1件の申請とする等の運用変更が必要と考えます。  |
|                    |                               | (2) マイラインの在り方   | 約 3000 万に及ぶ中継電話サービスの利用者への影響を踏まえると、IP 網への移行後                           |  |

| 編 | 章 |                  | 具体的内容  |
|---|---|------------------|--|
|   |   |                  | <p>においても中継電話市場相当の競争環境を維持すべきと考えます。</p> <p>なお、中継電話市場自体が縮小傾向という指摘もありますが、これは NTT 東西殿の 0AB-JIP 電話サービスにおいて中継電話サービスが提供されていない状態のまま、NTT-NGN への移行が進展していることが要因であり、市場自体のニーズが縮小してわけではなく、寧ろ、光 IP 電話を含む固定電話市場において NTT 東西殿の独占化が進行している結果と捉えるべきと考えます。また、答申案において、「マイライン」及び「マイラインプラス」の提供料金について、料金改定がないことを例示として用い、競争環境を評価しています。しかしながら、中継電話サービスの主要コストである NTT 東西殿の接続料が高止まりしていたことが本事象の主な理由であり、表面的に提供料金に変化が見られないことのみをもって、競争環境の評価を行うことは適切でないと考えます。</p> |
|   |   | (3) メタル回線コストの在り方 | <p>光サービス市場の開放が不十分なまま、レガシー系サービス接続料の値上げがなされた場合、接続事業者は光サービス市場への移行もままならず、コスト高なレガシー市場に留まらざるを得ません。このことは、接続事業者の事業展開を困難とし、競争環境の大幅な後退を招くことが容易に想定されます。従って、こうした状況を回避するため、まずはメタル回線コストの在り方として、未利用芯線コストの扱いの見直し、利用実態に即したメタル回線の耐用年数の見直し及びメタル回線と光回線の適正な配賦について、下記内容を早急に検討すべきと考えます。また、抜本的に接続料の低減化を図るため、欧州同様に政策的にプライスカップ等を導入する等、算定方式自体の見直しについても併せて検討すべきと考えます。</p>  |

| 編 | 章 |  | 具体的内容  |
|---|---|--|--|
|   |   |  | <p>① 利用芯線コストの扱い</p> <p>メタル回線については、芯線利用率が、NTT 東日本殿：43.1%、NTT 西日本殿：46.0%(平成 20 年度実績)となっており、全体の 6 割が未利用の状態に残置されています。この結果、メタル回線に係る費用を負担している接続事業者やドライカップ回線利用者は過度な負担を強いられている状況にあります。こうした状況を早期に解消するために下記のような未利用回線に係る設備を接続料算定コストから除外することにより、費用負担の適正化を図るべきと考えます。</p> <p>&lt;接続料算定より除外する等の見直しが必要な設備例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 接続事業者のコロケーションがない局舎のメタル回線設備</li> <li>- RSBM(事業者がコロケーションできない RT)とπシステムの下部のメタル回線設備</li> </ul> <p>②メタル回線の耐用年数</p> <p>土木設備の管路、とう道については、期間損益の適正化を図るため、平成 20 年度以前は耐用年数を 27 年としていたものが利用実態に基づき平成 21 年度から 50 年に見直されています。しかしながら、NTT 東西殿より利用実態の情報が公開されていないため、土木設備を含め各設備の耐用年数が適正に設定されているのか接続事業者からは確認することができません。NTT 東西殿は各設備について利用実態の情報公開を行うと共に、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離があるものについては、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべきと考えます。</p> |

| 編 | 章     |                                  | 具体的内容  |
|---|-------|----------------------------------|--|
|   |       | (4) メタル回線の撤去に係るいわゆる「4 年前ルール」の在り方 | <p>③メタル回線と光回線の適正な配賦</p> <p>メタル回線と光回線の配賦率については、その妥当性を十分に検証できるようNTT 東西殿は市内線路保全費等の費用の配賦比率の算出に用いられたメタルと光ファイバそれぞれの総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長等を加入者系とそれ以外のものに分けて情報開示すべきと考えます。</p> <p>メタル回線を利用してサービスを提供する接続事業者にとって、メタル回線の撤去情報は勿論のこと、「代替サービス」の内容についても、今後の事業計画を立てるうえで非常に重要な情報となります。従って、NTT 東西殿は、接続事業者が予見性を確保できるよう、「代替サービス」の内容について、早期に提示すべきと考えます。また、接続事業者の予見性確保の観点からは、NTT 東西殿によるメタル回線撤去に係る基本的方針や撤去基準（地域毎の撤去の優先度や撤去規模等を含む）についても、事前に公表されるべきと考えます。</p> <p>なお、メタル回線の撤去情報や「代替サービス」の内容について NTT 東西殿の利用部門が接続事業者よりも先行して情報を得ることや、メタル回線撤去の利用者周知等と併せて NTT 東西殿の NGN サービス等の営業行為が行われることについては、NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との同等性確保の観点で、その一切が禁止されなければならないものと考えます。</p> |
|   |       | 2 NGNにおける競争環境の整備                 | <p>本項目につきましては、第Ⅱ編第2章「NGNのオープン化によるサービス競争の促進。」に対する弊社共意見において後述します。</p>  |
|   | 3 コア網 | (1) ハブ機能の在り方等                    | <p>ハブ機能については、多数の事業者との接続が必要となるコスト等を踏まえると、IP 網</p>   |

| 編 | 章  |            | 具体的内容  |
|---|--|------------|--|
|   | の IP 網<br>への移行<br>に対応し<br>たハブ機<br>能の在り<br>方（緊急<br>通報を含<br>む） | (2)緊急通報の扱い | <p>への移行後においても、提供されるべき機能と考えます。なお、どの事業者が当該機能を提供するかについては、事業者間で十分議論を行ったうえで決定すべきであり、公正競争への影響については慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>IP 網への移行後の緊急通報の在り方については、警察・消防等の緊急通報機関、指令台等のベンダー、通信事業者等多数の関係者の調整が必要となります。緊急通報が国民の安心・安全のため必要不可欠な重要なサービスであることを踏まえれば、行政がイニシアチブを取り、検討会等を速やかに設置することにより、検討を加速化・具体化していくことが不可欠であると考えます。</p>   |
|   | 4 コア網の IP 網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い                             |            | <p>0AB-JIP 電話については、現状、NTT-NGN の機能等を活用した接続事業者によるサービス提供がなされておらず、十分に競争が進んでいないサービス領域です。その意味では、まずは接続事業者が NTT-NGN 上において 0AB-JIP 電話を提供できる環境を整備することを優先すべきと考えます。</p> <p>また、上記の前提で番号ポータビリティの検討を行う場合、当面の当該電話市場における NTT 東西殿と接続事業者の競争状況（現状でも NTT 東西殿のシェアが 7 割程度を占める）や PSTN において実現してきた競争環境（片方向での番号ポータビリティ）継続の側面を重視し、まずは NTT 東西殿から競争事業者への番号ポータビリティから検討すべきと考えます。</p> <p>なお、同一番号を持ち運べる範囲を收容局単位から番号区画単位等を広げることについては、利用者利便向上の観点から望ましく、NTT 東西殿による運用ルール等の見直しを行うべきと考えます。</p> |

| 編                  | 章                         |                                | 具体的内容  |
|--------------------|---------------------------|--------------------------------|--|
|                    | 第5章 本検討のフォローアップについて       |                                | <p>政府の「光の道」構想にとって不可欠なコア網及びアクセス回線の円滑な移行を遅滞なく実現するためには、下記に挙げる項目に代表されるように、行政がイニシアチブをとって取り組むべき事項が数多く存在するものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更なる移行の加速化に向けた追加的施策</li> <li>・ 移行先の IP 網等における競争環境整備</li> <li>・ その他課題(移行に対応した緊急通報の在り方等)の整理</li> </ul> <p>次年度以降の「電話網移行円滑化委員会」においては、こうした継続的検討課題を中心に議論を行うと共に、前述の NTT 東西殿による「意識合わせの場」等民間の取り組みと有機的に連携のうえ、各種課題の早期解決を図っていくべきと考えます。</p> |
|                    | 第6章 おわりに                  |                                | —  |
| 第Ⅱ編                | 第1章 はじめに                  |                                | —  |
| ブロードバンド普及促進のための競争政 | 第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進 | 1 中継局接続機能のオープン化                | <p>(1)中継局接続機能のオープン化</p> <p>今後の PSTN から IP 網へのマイグレーションの進展に当たり、NTT 東西殿と接続事業者の IP 網同士の直接接続が増加すると想定されることから、答申案にある中継局接続機能の更なるオープン化を適当とする方向性に賛同します。</p>  |
|                    |                           | (2)中継局接続機能に係る標準的な接続箇所(POI)の在り方 | <p>答申案にある中継局接続に係る POI を増設すべきとする方向性に賛同します。なお、POI の増設にあたっては、既存伝送路の活用等を含む接続事業者のコスト面やトラフィック量に留意し、効果的な場所に順次 POI を設置していくべきと考えます。</p>   |

| 編         | 章                     |                                     | 具体的内容  |
|-----------|-----------------------|-------------------------------------|--|
| 策の在り方について | 2 収容局接続機能のオープン化       |                                     | <p>接続事業者が電話サービスやインターネット接続サービス等を提供する多様なメニューが NTT-NGN において創出されることが重要であることから、今後、収容局接続機能のオープン化やその他補完的な措置について検討を行うこととする答申案の方向性に賛同します。</p>   |
|           | 3 アクセス回線におけるサービス競争の現状 | (1)アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係 | <p>メタル回線を中心とする NTT 東西殿のレガシー網で競争が進展したのは、ドライカップ等の 1 ユーザ単位での接続料設定がなされ、競争事業者において 1 ユーザ毎のサービス提供(1 ユーザ単位での競争)が可能となったことが極めて大きな要因です。答申案に示された配線ブロックの在り方(戸数が過小な配線ブロック等)に係る見直しを行った場合でも、採算性を確保するためには依然として複数ユーザの獲得が前提であり、このことはメタル回線を中心とするレガシー網での競争環境からの後退を意味しています。配線ブロックの見直しは接続事業者の事業の採算性を高める可能性があることは事実ですが、地域特性により採算性に差分が出る(高コストのルーラルエリアではそもそも獲得回線数にも限界があり採算が取れない)等その効果は十分とは言えないため、分岐単位接続料設定の実現は必須であると考えます。従って、後述するような GC 接続類似機能等の 1 ユーザ単位での光アクセスのアンバンドルメニューを早期に実現し、公平な競争環境整備を推進することを最優先で検討すべきと考えます。なお、光ファイバ市場が草創期の段階にある英国においては、BT と競争事業者が公正かつ経済的に競争できる環境を整備するため、実現性の高いアクセスの形態として、BT に VULA(Virtual Unbundled Local Access)の提供義務が課される等、OSUを共用したうえでの 1 ユーザ単位でのアンバンドルメニューが用意されている状況にあります。今後の議論の際には、こうした諸外国における OSU 共用や 1 ユ</p> |

| 編 | 章 |                                  | 具体的内容  |
|---|---|----------------------------------|--|
|   |   | (2)光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方 | <p>一ザ単位での接続料設定の実績も参考としつつ、検討を行って頂きたいと考えます。</p> <p>NTT 東西殿の各種設備情報は、接続事業者の事業展開や設備構築にとって必要不可欠であることから、光ファイバのエリア展開状況の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上のため、当該情報の開示の在り方等を見直すとする答申案の方向性に賛同します。なお、開示のタイミングや内容については、公正競争環境確保の観点で、NTT 東西殿の利用部門と接続事業者間で差異が生じることのないよう、十分に留意することが必要です。</p>   |
|   |   | (3)接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案   | <p>前述のとおり、レガシー網と同等の競争環境を確保するためには、1 ユーザ単位での接続料設定がなされ、競争事業者において1 ユーザ毎のサービス提供(1 ユーザ単位での競争)が可能となることが最優先です。従って、答申案で示された GC 接続類似機能や光のファイバシェアリング等に従前より議論されている OSU 共用を加え、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において実現に向けた検討を深め、可及的速やかに結論を得ることが必要です。なお、実現の優先順位としては、これまで同審議会等で、議論の深度化が進んでいる OSU 共用と、既存の收容ルータにおける振り分け機能を利用することで、相対的に低廉なコスト、短期間で実現できる可能性が高いと想定される GC 接続類似機能を先行することが得策と考えます。</p> |
|   |   | (4)FTTH サービスにおける端末設備(ONU)の在り方    | <p>答申案にあるとおり、ONU 開放を進めることで、端末の多様化(Wi-Fi 搭載、停電対応、他の宅内機器との一体化等)等を通じ、消費者のニーズの高度化・多様化に対応することが必要と考えます。その際、答申案にある技術的課題の整理等必要な検討を速やかに行うためにも、検討の場や期間を予め定めておくことが重要です。具体的な検討の場につい</p>  |



| 編 | 章 |  | 具体的内容  |
|---|---|--|--|
|   |   |  | <p>ては、過去、端末設備の技術基準等の検討がなされている情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会技術検討作業班等が議論の場としては相応しいものと考えます。また、検討の期間については、本答申後、速やかに検討を開始して頂き、①技術的課題の洗い出し、②制度的課題の洗い出し、③課題の解決案の議論、④論点整理等のプロセスを経て、半年程度で結論を得た後、必要な制度変更、技術条件の開示等を遅滞なく実施し、ONU 開放に向けた取組みを推進して頂くべきと考えます。</p>  |
|   |   | <p>4 通信プラットフォーム機能のオープン化</p> <p>(1)通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI のオープン化)</p> | <p>現在、帯域制御機能や認証・課金機能といった通信プラットフォーム機能については、通信サービスと切り離れた形では提供されておらず、接続事業者の多様なサービス提供を制限しています。従って、当該機能のオープン化に係る検討が積極的に推進される必要があると考えます。これについては、前述の NTT 東西殿による「意識合わせの場」等、事業者間の自主的取組みに委ねるのみではなく、接続ルールの在り方等を検討する「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」のような専門の委員会において、整理を図るべきと考えます。なお、検討を行う上では、通信プラットフォーム機能のアンバンドルのみならず、接続事業者からの要望も踏まえ、当該機能相当を事業者間接続において実現する代替的方策を含む多様な接続メニューを視野に入れるべきと考えます。</p> |
|   |   | <p>(2)通信プラットフォーム機能のオープン化(SNI のオープン化)</p>                             | <p>前項同様、映像配信機能等 SNI における通信プラットフォーム機能のオープン化についても、事業者間の自主的取組みに委ねるのみではなく、接続ルールの在り方等を検討する「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」のような専門の委員会において、整理を図るべきと考えます。</p>   |

| 編 | 章 |                              | 具体的内容  |
|---|---|------------------------------|--|
|   |   | (3) 一種指定設備の機能に係る<br>情報開示の在り方 | <p>2008年3月の『情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」』に基づき、ルータ等一部設備において、NTT 東西殿への一定の情報開示の義務付けがなされたことについては、接続事業者の円滑なサービス提供を図る観点で非常に有益なものでした。しかしながら、昨今の分岐単位接続の議論の例に見られるように、NTT 東西殿の設備等に係る情報開示が不十分であるがため、NTT-NGN のアンバンドル等の議論が円滑に進展していないといった事態が発生しています。このことは、現在の情報開示ルールが不十分であることを如実に表しているものと考えます。従って、上記議論を加速化するためにも、情報開示告示の対象とすべき機能・設備や開示項目を新たに追加すべきと考えます。なお、その際は、IP 化の進展等も踏まえ、NTT-NGN 等 IP 網内の設備のみならず、IP 網全体に係る設備にその対象を拡大すべきと考えます。開示対象とすべき機能・設備の内容及び項目について、具体的に以下に列挙します。</p> <p><b>【①開示すべき機能・設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT-NGN、NTT 東西殿の地域 IP 網及びひかり電話網に係る以下設備が有する機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ルータ(収容ルータ、中継ルータ、GW ルータ)</li> <li>➢ イーサ装置(収容イーサ装置、中継イーサ装置、GW イーサ装置)</li> <li>➢ SIP サーバ</li> <li>➢ 集約スイッチ</li> <li>➢ メディアゲートウェイ</li> </ul> </li> </ul> |

| 編 | 章 |  | 具体的内容  |
|---|---|--|--|
|   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ メディアコンバータ</li> <li>➤ OLT/OSU</li> <li>➤ スプリッタ</li> <li>➤ ONU</li> <li>➤ ひかり電話ルータ</li> <li>- 上記設備以外の装置が有するルーティング機能(振り分け機能等)</li> <li>- 上記設備以外の装置が有する QoS 機能(優先制御機能・帯域確保機能等)</li> <li>- 上記設備以外の装置が有するセッション制御機能</li> </ul> <p>【②開示すべき項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 機器の機種名・型番</li> <li>- 機器のメーカー名</li> <li>- 機器に採用されているファームのバージョン</li> <li>- 機器に具備されているインターフェースの種類及び数</li> <li>- 機器に具備されている機能の詳細<br/>(例えば、ルータ等に関しては、振り分け機能(VLAN 機能、ソースアドレスルーティング機能等)、QoS 機能(ポリシング・シェーピング等)、公平制御機能等の具体的内容)</li> <li>- 機器が処理するトラヒック量<br/>(收容人数、パケット量(優先/ベストエフォート等種別毎)等)</li> </ul> |

| 編 | 章 |  | 具体的内容  |
|---|---|--|--|
|   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 機器の導入台数(GC 局単位レベル等)</li> <li>- ネットワークにおける当該機器及び周辺機器の構成の詳細</li> </ul> <p>なお、①の対象機能・設備の見直しが行われる際には、追加される機能・設備に対して、情報開示告示に規定される全ての開示項目の開示を実施させることが必要です。また、②の開示項目の見直しが行われる際には、情報開示告示に規定される全ての対象機能・設備に関し、追加される開示項目の開示を実施させることが必要です。</p> <p>また、情報開示告示に示される情報開示のタイミング(現行ルールでは 90 日前まで)については、より早期化して頂くことを併せて要望します。具体的には、接続事業者が NTT 東西殿と同時期に同等サービスを提供可能とすることやNTT 東西殿の機能具備等に併せた自網の対応等を行うことに必要な期間を考慮し、6 ヶ月前までに各種情報が開示されるべきと考えます。その意味では、ルータ等に関して、改めて網機能提供計画の対象とし、情報開示の一層の早期化等、開示レベルの向上を図ることについても検討すべきと考えます。</p> |

| 編 | 章                           | 具体的内容   |
|---|-----------------------------|---|
|   | 5 NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方 | <p>＜アンバンドルの在り方＞</p> <p>答申案第 I 編にあるとおり、NTT-NGN が「PSTN の基本的役割の多くを受け継いでいく」との基本認識に拠って立てば、NTT-NGN のアンバンドルが PSTN と同等レベルで確保されないということは競争環境の後退を意味します。現に、NTT-NGN は PSTN と同等なアンバンドルメニューが確保されておらず、結果として、光サービス市場においては NTT 東西殿の独占化傾向が進んでいる状況にあります。</p> <p>元来、公社時代における独占的ネットワークであった PSTN と異なり、新規のネットワークたる NTT-NGN は構築当初からオープンなネットワークとして構築すべきものであったはずです。事実、NTT-NGN は、サービス開始前から指定電気通信設備化に係る議論がなされ、PSTN での競争政策議論を活かしたネットワーク構築が当初から可能であったにも係らず、NTT 東西殿が、自らの NGN は指定電気通信設備の対象外という考え方にに基づき閉鎖的なネットワーク構築を推し進めたことで、PSTN 同様の労力を要する独占ネットワークの開放議論を再び繰り返すことになってしまっている状況です。</p> <p>また、NTT 東西殿は当初、接続事業者の要望や需要が具体的でない等の趣旨<sup>1</sup>で、アンバンドルについて消極的な態度を取り、NTT-NGN が発展期を迎えつつある現時点に至っても、接続事業者が要望する接続機能が存在せず、追加的な機能の盛り込みは困難であるといった主張に転じてきている状況にあり<sup>2</sup>、オープンなネットワーク構築に対して、一貫して否定的な態度<sup>3</sup>を取っています。</p> <p>このような状況が続けば、取り返しのつかないレベルで競争環境の後退を招くことは必至であることから、可及的速やかに、PSTN と同等以上の NTT-NGN のアンバンドル化を推</p> |

1 「NTT東西のNGNが接続することとなる他通信事業者の次世代ネットワークについては、その内容が現時点では明らかになっておらず、接続のあり方を具体的に論じることができる状況にないと考えます。」(平成19年10月26日「次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する提案募集」に対するNTT東西殿意見より抜粋)

2 「NGNでGC接続や同一光回線上でラインシェアリングを実現するためには、事業者振分け装置の開発・設置やオペレーション装置の開発に多額のコストがかかり、低廉な料金でのサービス提供に支障を来す。」(平成23年6月21日「競争政策委員会」におけるNTT東西殿ヒアリング資料より抜粋)

3 別添資料1(平成23年11月2日 接続委員会 弊社共資料「分岐単位接続料設定について」より 再掲)参照。

| 編 | 章 | 具体的内容   |
|---|---|---|
|   |   | <p>進し、早急に公正競争環境確保のための取り組みを加速化すべきと考えます。</p> <p>&lt;NGNにおけるアンバンドル要件&gt;</p> <p>現在の第一種指定電気通信設備に係るアンバンドル要件は、当初、接続を前提としない独占的なネットワークを如何にアンバンドルさせるかという観点で整理されてきたものと認識しています。そのため、現状のアンバンドル要件は特異な歴史的経緯を有する PSTN というネットワークをベースに考えられたものであり、これを新規のネットワークたる NTT-NGN にそのまま当てはめる蓋然性は存在しないものと考えます。寧ろ、当初からオープンであるべきネットワークを構築する観点で、アンバンドル要件を再整理することが適当であると考えます。</p> <p>具体的には、前述のとおり、NTT-NGN が PSTN に代わるものであることを踏まえ、最低限、PSTN と同等レベルのアンバンドルを基本メニューとして確保することを第一の要件とすべきです。また、NTT-NGN はボトルネック設備と密接に関連したオープンであるべきネットワークであるとの認識に改めて立った上で、アンバンドルの考え方について、恣意的な解釈がなされないよう、下記の内容に沿って、現在の三要件の解釈について、答申等において再整理を行うことが必要と考えます。</p> <p>① 「具体的な要望があること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT 東西殿からの開示情報が限られている状況下であることを考慮すれば、接続事業者から出される個別のアンバンドル要望については、全</li> </ul> |

| 編 | 章 | 具体的内容   |
|---|---|---|
|   |   | <p>て「具体的な要望」とみなすこと</p> <p>② 「技術的に可能であること」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現時点で設備への機能具備がなされていない場合であっても、市場における類似設備において当該機能が一般的に具備される機能と認められる場合、「技術的に可能」とみなすこと</li> <li>- 第一種指定電気通信設備として、当然具備しておくべき基本的機能を有さない機器を大量に導入した場合等、NTT 東西殿の技術的・政策的判断に起因して対応が困難なケースについては、「技術的に不可能」と認めないこと</li> <li>- 現時点で技術的に可能でない場合であっても、段階的な設備更改や需要拡大等に伴う設備の追加等を経て対応可能となる場合、「技術的に可能」とみなすこと</li> <li>- 技術的可能性の判断においては、過去の整理<sup>4</sup>に則り、接続事業者にその証明をさせるのではなく、NTT 東西殿が実現不可能であることを一定期間内に証明できない場合、技術的に可能であると整理することを基本とすること</li> </ul> <p>③ 「過度な経済的負担がないことに留意」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現時点で設備への機能具備がなされていない場合であっても、市場における類似設備において当該機能が一般的に具備される機能と認められる場合、「過度な経済的負担がない」とみなすこと</li> </ul> |

4 「特定事業者が実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなす」(平成8年12月19日「接続の基本的ルールの内実について(答申)」より抜粋)

| 編 | 章                        |                                | 具体的内容   |
|---|--------------------------|--------------------------------|---|
|   |                          |                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第一種指定電気通信設備として、当然具備しておくべき基本的機能を有さない機器を大量に導入した場合等、NTT 東西殿の技術的・政策的判断に起因して対応が困難なケースについては、「過度な経済的負担がある」と認めないこと</li> <li>- 既存設備の改修について、相当程度の経済的負担が生じたとしても、設備更改や需要拡大等に伴う設備の追加等のタイミングで経済的負担を軽減する機能具備が実現できる可能性に留意すること</li> <li>- 接続事業者から経済的負担を軽減するための実現方法の提案があった場合には、NTT 東西殿は真摯にその検討を行うこと</li> </ul> |
|   | 6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方 | (1)事業者間協議における透明性向上             | <p>接続料については、原則として、相互に理解が得られるよう、一義的には事業者間協議で解決を図ることが適当ですが、協議難航の際には、既存の仕組みである電気通信紛争処理委員会殿における紛争解決のためのスキームを活用することで対処可能と考えます。なお、接続料が認可または届出対象となっていない指定電気通信設備を設置する事業者以外の事業者の接続料に関しては、第二種指定電気通信設備制度（以下、「二種指定制度」という。）の見直しの箇所にて後述する「第三者検証スキーム」を確立することで、透明性確保や算定根拠の妥当性検証を行うことが可能と考えます。</p>   |
|   |                          | (2)固定電話発携帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方 | <p>固定電話発携帯電話着料金の問題については、長期にわたる議論や大臣裁定等を踏まえ、選択中継サービスの導入や発側事業者への料金設定権の移行等がなされた結果、競争が加速度的に進展しました。従って、基本的には、過去の制度的整理に基づく競争を継続することで対処可能であると認識しています。</p>  |



| 編               | 章                 |                      |  | 具体的内容  |
|-----------------|-------------------|----------------------|--|--|
|                 |                   |                      |  | <p>寧ろ、現在、料金設定権の問題について対処が必要な領域は、NTT 東西殿の 0AB-JIP 電話サービスであると考えます。前述のとおり、0AB-JIP 電話サービスにおいて中継電話サービスが提供されていない状態のまま、NTT-NGN への移行が進展し、光 IP 電話を含む固定電話市場において NTT 東西殿の独占化が進行しています。このことを踏まえ、NTT 東西殿の 0AB-JIP 電話サービスにおける事業者選択機能の追加を検討する等により、IP 網への移行後においても中継電話市場相当の競争環境を維持すべきと考えます。</p>   |
| 第3章 モバイル市場の競争促進 | 1 ネットワークレイヤのオープン化 | (1)第二種指定電気通信設備制度の見直し |  | <p>&lt;二種指定制度の見直しについて&gt;</p> <p>二種指定制度の見直しにおける弊社共の基本的な考え方については、これまでの「電気通信事業政策部会」にて実施されてきた提案募集に対する提案書<sup>5</sup>やヒアリングへの提出資料<sup>6</sup>等で説明させて頂いたとおり、非対称規制のさらなる明確化を図るべきという従前の考えから変わりはありません。現在の携帯電話市場においては、競争事業者は、依然として50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者との間で競争上の各種ハンディキャップ（保有周波数帯の差異や旧国営企業というドミナント事業者の経歴等により生じるもの）が存在する中、日々激しい競争を強いられている状況にあります。そうした中、競争事業者は各社の創意工夫や企業努力で僅かながらシェアを拡大しているに過ぎません。答申案においては、こうした競争環境への十分な配慮無しに、シェア上位3位までの携帯電話事業者に対して一律の規制を課そうとする見直しの方向性が示されていますが、このことは、これまで以上に競争環境の悪化を誘引する懸念があるものと考えます。仮に、答申案にあるような携帯電話事業者一律の規制適用の方向で制度見直しを行うのであれば、前述の携帯事業者間に存在する競争上のハンディキャップの解消についても併せて推進さ</p> |

5 『「ブロードバンド普及促進のための環境整備のあり方に関する提案募集」に対する提案書(平成23年4月22日)』

6 別添資料2(平成23年6月14日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会 弊社共ヒアリング資料より再掲)参照。

| 編 | 章 |  | 具体的内容  |
|---|---|--|--|
|   |   |  | <p>れる必要があるものと考えます。</p> <p>&lt;携帯事業者の接続料を巡る紛争について&gt;</p> <p>今回の二種指定制度の見直しの背景の一つとして、NTT ドコモ殿と弊社間の接続料を巡るあっせん手続きが挙げられています。しかしながら、以下の理由から、本あっせん事案が提起されたことを理由に、二種指定制度自体の見直しを直ちに行うと結論づけることは望ましくないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記あっせん事案は、特定の事業者が特定の事案に関して協議が難航したとの認識のもと提起した、まさに紛争処理の仕組みで解決すべきものであり、あたかも二種指定制度の瑕疵であるかのように捉え、紛争回避の目的で当該制度の見直しを図ることは、問題の所在に対する適切な対処とは言い難いこと</li> <li>・ 現に上記あっせん手続きが、解決に向けて進行中であること</li> </ul> <p>寧ろ、本事案については、二種指定制度の見直しを行うのではなく、既存の事業者間の紛争処理機能を有効に活用して解決を図ることが可能であると考えます。具体的には、公平・中立な第三者機関である紛争処理委員会殿に担って頂く機能の一つとして、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するという役割を明確に定義して頂き、非指定事業者の接続料を巡る事業者間の問題解決を図って頂く「第三者検証スキーム」を確立することが有効であると考えます。</p> |

| 編 | 章 |                | 具体的内容   |
|---|---|----------------|---|
|   |   |                | <p>&lt;二種指定制度見直し時における具体的閾値について&gt;</p> <p>二種指定制度の閾値の見直しに関連し、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における10%という基準値が答申案に例示されていますが、当該数値は、ある企業が垂直型企業結合を行う際に、当該企業と水平関係にある事業者に与える影響を判断するためのセーフハーバーとして設定されているものであることから、セーフハーバーと性質を異にする二種指定制度の規制根拠とすることや、垂直関係にある携帯電話事業者とMVNO間の影響を判断するための指標として参照することに適正性・合理性はないものと考えます。</p>  |
|   |   | (2) 禁止行為規制の見直し | <p>前項に記載したとおり、モバイル市場は、保有周波数帯の特性の違いや元国営企業という経歴等により、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が依然として競争上優位性を保持し、競争ルールが有効に機能していない実情が存在します。その意味では、前述のとおり、第二種指定制度における禁止行為規制については、緩和の方向ではなく、寧ろ市場シェア40～50%を超える事業者に対する規制強化等を検討することが適当であると考えます。</p> <p>また、答申案にある「電気通信事業分野における競争促進に関する指針」の見直しを行う場合には、あくまで現行法解釈の明確化という範囲内にとどめ、特定事業者に対する優先的取り扱いや不利な取り扱い等がなされるような実質的規制緩和に繋がることのないよう、正当な理由なしに差別的取り扱いを行うことを明確に禁じるべきと考えます。また、併せて、禁止行為規制における「不当性」が恣意的に判断されることのないよう、十分に配慮</p> |

| 編 | 章 |                  | 具体的内容   |
|---|---|------------------|---|
|   |   |                  | <p>することも必要と考えます。なお、NTTドコモ殿とNTT 東西殿による排他的業務提携(子会社等を介したものを含む)等については、後述する企業連携によるグループドミナンスの発揮等と相まって市場への影響が非常に大きいことから、当該指針の見直しに合わせ、明示的に禁止事項として位置付けるべきと考えます。</p>  |
|   |   | (3)MVNO 事業者の参入促進 | <p>答申案に示されているとおり、市場には「多種多様な MVNO の参入が進展し、多様なサービスの提供が行われており、平成 23 年度においては MVNO の契約数が年率 34%の増加を見せている」等、その参入促進効果が認められるところです。この状況を鑑みるに、本件については、各社の自由な戦略に委ね、事業者間協議で解決を図ることを原則とすべきであり、解決すべき課題が出た場合は既存の仕組みである電気通信紛争処理委員会殿における紛争解決のためのスキームを活用することで対処すべきと考えます。なお、弊社においては、これまで MVNO との間で協議が難航し、結果、紛争等に至った経緯はありません。</p> <p>また、ネットワークレイヤにおける MNO のダムパイプ化についても本項において触れられていますが、本問題は、スマートフォン等の普及に伴い、如何に MNO の安定的なネットワーク運営を担保するかといったトラヒック問題として捉え直すことも可能であり、データトラヒック等のオフロード対策、新たな周波数帯域の適正な割り当て及びモバイルネットワークの設備共用やローミングに係るルール整備等をまずは優先的に解決することで対処すべきと考えます。</p> |

| 編                                    | 章                              |                                | 具体的内容   |
|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|
|                                      | 2 プラットフォーム・端末レイヤーのオープン化        | (1)プラットフォームレイヤーのオープン化          | <p>移動体通信市場におけるプラットフォームレイヤのビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課す必要性はないと考えます。なお、今後市場環境を注視する上では、昨今のスマートフォンの急速な増加やそれに伴う新たなアプリケーションの提供・課金システムの台頭により、MNO の垂直統合モデルの枠内に収まらない多様なビジネスモデルが創出されつつある点に着目していくことが必要と考えます。</p> |
|                                      |                                | (2)SIM ロック解除の推進による端末レイヤーのオープン化 | <p>SIM ロック解除を含む移動体端末のビジネスモデルの在り方に関しては、原則、市場の競争に委ね、サービスの多様化や進化を促すことを基本とすべきであり、行政が過度なルールを課す必要性はないと考えます。なお、本件に関連して、弊社においては、既に市場のニーズ等を見極めながら、利用者利便の向上のための自主的な取組みを開始しています。</p>   |
| 第 4 章<br>線路敷設<br>基盤の開放による<br>設備競争の促進 | 1 電柱・管路等の使用に関する<br>手続の簡素化・効率化等 | (1)手続の電子化等の促進                  | <p>線路敷設のための手続き簡素化について、開通等に係るリードタイムの短縮化の観点から、一層の電子化等について関係者間での協議等を推進していくべきとする答申案の方向性に賛同します。</p>  |
|                                      |                                | (2)調査回答期間の短縮                   | <p>電柱・管路等の提供可否に係る調査等の回答期間について、可能な限り短縮化すべきとする答申案の方向性に賛同します。また電気通信事業者からの提出書類に不備や漏れが多いとの指摘については、当該事業者に対する手続きの改善を促すことに加え設備保有者による手続き書類の簡略化等を推進していくべきと考えます。</p>   |
|                                      |                                | (3)電柱の強度の在り方                   | <p>設備保有者が公益事業特権を持って設置する電柱については、できるだけ多くの電気通信事業者に対して有効利用されるよう努めるべきとする答申案の方向性に賛同します。</p>   |

| 編 | 章              |                             | 具体的内容  |
|---|----------------|-----------------------------|--|
|   |                | 2 マンション向け光屋内配線の開放           | <p>集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、従前より NTT 東西殿が排他的に光屋内配線を設置しており、ユーザが自由に競争事業者のサービスを選択することが困難な状態です。ユーザ利便の向上のためにも、新設マンションやビルにおいてユーザ単位で競争事業者への設備転用を可能とする等、追加的ルールを整備の上、戸建て向け同様、NTT 東西殿の接続約款への規定を行うべきと考えます。なお、これらについては、事業者間での協議の場に委ねるのみでなく、行政主導でルール整備を図るべきと考えます。</p>  |
|   | 3 地中化エリアへの対応   | (1) 加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備 | <p>光ファイバの部分的開放は、後発事業者等の事業展開を容易とし、ユーザへの多様なサービス提供に資すると考えられることから、ルール化に向けて、一層の事業者間協議の推進を求める答申案の方向性に賛同します。</p>  |
|   |                | (2) 集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り | <p>光ファイバ等の追い張り等に係るルール化の促進は、後発事業者等の光ファイバ等の引き込み等を容易とする側面があることから、ルール化に向けて、一層の事業者間協議の推進を求めるとする答申案の方向性に賛同します。</p>   |
|   | 4 鉄塔等の一層のオープン化 | (1) 鉄塔等の共用に関するルールの在り方       | <p>答申案に示されている「鉄塔等は(中略)電気通信設備を設置するために使用する工作物という位置付けである」という理由のみならず、効率的なネットワーク構築による利用者利便の拡大や環境面(エコロジー)への配慮等の側面からも、広義のネットワークシェアリングは今後業界として積極的に取り組むべき事項と考えます。従って、「鉄塔等を MNO 自らが建設することを原則とする」と確定的に記載することは適当でないものと考えます。</p> <p>その意味でも、鉄塔等の共用ルールの更なる充実化に向け、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の対象拡大や共用を前提とした設備構築の義務付け等の追加的措置を引き続き検討していくべきと考えます。具体的には、上記ガイドラインの対象</p> |

| 編               | 章 |               | 具体的内容  |
|-----------------|---|---------------|--|
|                 |   |               | <p>を電気事業者、鉄道事業者、その他の公益事業者に拡大することについて、一律否定するのではなく、まずは同ガイドラインにおいて公益事業者との共用の考え方を示す等の取組みから行うべきと考えます。また、重量制限等により実質的に貸出し不可となるケースが多く存在することも踏まえ、ルーラルエリアにおいて、国・地方自治体による公的支援制度の活用等によりエリア整備を行う設備に対し、貸出しを前提とした設計を義務付ける等の追加的ルール整備についても引き続き推進すべきと考えます。</p> <p>(2)ローミングに関するルールの在り方</p> <p>緊急通報に係るローミングについて、早期実現に向け取り組むべきとする答申案の方向性に賛同します。国民の生命・身体の保護の観点から、可及的速やかな当該ローミングの実現が求められることから、具体的な検討の場とスケジュールについて明確化を図り、来年初頭より議論の場を設けることが必要と考えます。</p> <p>また、本年3月に発生した東日本大震災の経験等を踏まえれば、緊急通報に限定しない災害時等緊急時におけるローミングについても実現に向けて検討を深めることが社会的ニーズとして存在するものと考えます。本件については、想定外のトラヒック増により輻輳の発生を招く等の指摘もなされているところですが、精緻な分析等無しに、一般論で安易に結論付けるべきはありません。今後、ローミングの対象エリアや実施のタイミング(被災後の経過時間により区分)等の場合分けを行い、実現性を仔細に検討の上、具体的なルール化を図っていくことが重要であると考えます。</p> |
| 第5章<br>今後の市場環境の | 1 | 公正競争環境の検証の在り方 | <p>&lt;検証体制&gt;</p> <p>「光の道」構想に係る検証体制については、「競争セーフガード制度」(またはその後続制度である「公正競争レビュー制度」)や「競争評価」等の既存枠組みを活用するのみでなく、</p>   |

| 編                      | 章 | 具体的内容   |
|------------------------|---|---|
| 変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等 |   | <p>「指標の策定」、「構造・資本分離への移行に備えた措置の検討」、「進捗の検証と追加的措置の発動」といった総合的役割を担う新たな体制を構築することが適当と考えます。具体的には、弊社共が従前より提案しているとおり、法律・経済・技術等を専門とする有識者に加え、公正取引委員会殿・接続事業者等も参画する体制<sup>7</sup>を構築し、毎年度の継続的チェックや包括的検証に対応すべきと考えます。</p> <p>&lt;「公正競争レビュー制度」の在り方&gt;</p> <p>答申案にあるように、「公正競争レビュー制度」が「光の道」構想に係る検証の一定の役割を担う場合、「①ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証」と「②NTT 東西殿における規制の遵守状況の検証」の2つを検証の柱とすることに賛同します。なお、①、②それぞれについて、下記のとおり、具体的な検証項目案等を提案させていただきます。</p> <p>① ブロードバンド普及促進に向けた取り組み状況の検証</p> <p>ブロードバンドの進展のためには、料金の低廉化やサービスの多様化等に寄与する競争促進の視点が重要であることを踏まえれば、普及促進度合いを示す定量的数値のみならず、競争促進の度合いを測る指標について検証を行うべきと考えます。特に、2010年12月に公表された『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にて、ボトルネック性を有する加入光ファイバと一体で構築されている NTT-NGN の性質に鑑み、促進が求められている「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべきと考えます。具体的には下記項目について検証対象に含めるべきと考えます。</p> |

7 別添資料3(平成23年6月14日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会 弊社共ヒアリング資料より再掲)参照。



| 編 | 章 | 具体的内容  |
|---|---|--|
|   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンドに係る基盤整備率、利用率</li> <li>・ ブロードバンドサービスの料金水準、市場シェア</li> <li>・ IP 網へのマイグレーションに対する具体的取り組みとその成果</li> <li>・ FTTH 市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 光ファイバ回線の設備ベースシェアと FTTH 小売サービスシェア<br/>(ADSL 市場における同種シェアとの比較含む)</li> <li>- 光ファイバ回線における卸売回線数に占める調達回線数の割合<br/>(ADSL 市場との比較含む)</li> </ul> </li> <li>・ NTT-NGN におけるオープン化の度合い <ul style="list-style-type: none"> <li>- アンバンドルメニューの内容(1 ユーザ単位の接続メニュー有無等)</li> <li>- アンバンドルメニューの数</li> <li>- 接続料水準<br/>(上記 3 項目について、PSTN との比較含む)</li> </ul> </li> </ul> <p>② NTT 東西殿における規制の遵守状況の検証</p> <p>本項目に関しては、「タスクフォース」の結論を踏まえ、本年 5 月、電気通信事業法の改正による NTT 東西殿の機能分離等の導入が決められたことに鑑み、当該制度の実態や成果に係る評価を中心に検証を行うべきと考えます。なお、検証の前提として、機能分離の実効性を担保するために、「(i)機能分離の細目について期限付きの達成目標を NTT 東西殿自らが策定すること」、「(ii)接続事業者等利害関係</p> |

| 編 | 章 | 具体的内容  |
|---|---|--|
|   |   | <p>者の意見も反映した評価指標を策定し、評価の結果を定期的に公表すること」が必要と考えます。</p> <p>加えて、NTT 東西殿の活用業務についても、届出制への移行に伴い、これまで以上の厳格な検証が必要になるものと考えます。従って、検証に必要な情報開示について NTT 東西殿に徹底させるのは勿論のこと、当該業務の運用状況や当該業務が競争環境に与える影響の変化等について、本制度で十分検証することが必要と考えます。</p> <p>なお、「公正競争レビュー制度」で上記検証等を行うにあたっては、中立性・透明性等確保の観点から、以下に例示するような現状の「競争セーフガード制度」の運用における課題等を解消するための取り組みが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争事業者のみに事案の収集を任せず、総務省殿による能動的な市場環境の実態調査等を実施すること</li> <li>・ 競争事業者のみに事案の挙証責任を負わせることなく、調査権限を有する総務省殿による能動的な検査を行うこと</li> <li>・ 検証結果案に至る調査プロセス等経緯の透明性を向上させること</li> <li>・ 総務省殿のみが検証を行うのではなく、監査機関等第三者のチェック機能を働かせること</li> </ul> <p>「競争セーフガード制度」の運用等に係る弊社共の詳細意見については、「競争セーフ</p> |

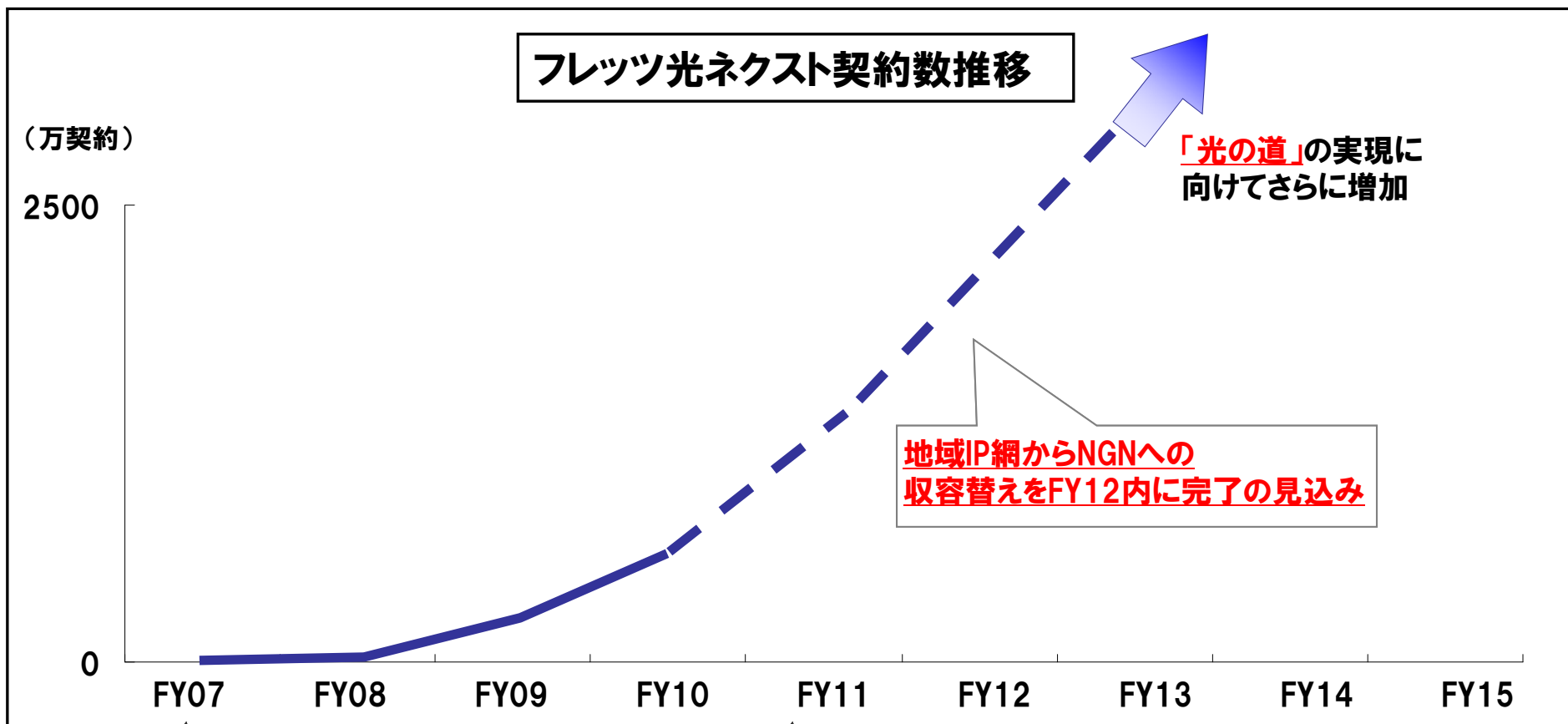
| 編 | 章 | 具体的内容   |
|---|---|---|
|   |   | <p>ガード制度に基づく検証結果(平成23年度)(案)に対する「意見募集」に対する弊社共意見書(平成23年4月4日)を併せて参照願います。</p> <p>&lt;「競争評価」の在り方&gt;<br/> 「公正競争レビュー制度」の運用等に当たり、既存の「競争評価」の仕組みを活用するに際しては、中立性・透明性等確保の観点から、以下に例示するような制度面の改善が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「光の道」構想の推進等を踏まえ、FTTH市場の評価を重点的に実施すること</li> <li>・ 特に、事業者間取引市場に着目し、PSTNの実質的な移行先であるNTT-NGNの開放レベル等、サービス競争の促進度合いを評価すること</li> <li>・ 市場支配力の「存在」自体が市場に対して潜在的な影響を与え、競争阻害要因になり得ていると考える独占禁止法の考えを踏襲し、市場支配力の「存在」をより重視した上で評価を実施すること</li> <li>・ ルール策定を担う総務省殿とは独立した第三者機関の評価等を取り入れること</li> </ul> <p>「競争評価」に係る弊社共の詳細意見については、「電気通信事業分野における競争状況の評価2010(案)」に対する弊社共意見書(平成23年8月22日)を併せて参照願います。</p> |

| 編 | 章                                       | 具体的内容  |
|---|---|--|
|   | <p>2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争<br/>ルールの枠組み</p> | <p>&lt;NTT の在り方&gt;</p> <p>前述の公正競争環境の検証結果等を踏まえ、制度的課題が生じていると認められる場合、またはブロードバンドの普及促進に向けて競争の進展が十分に認められない場合については、『「光の道」基本方針』に記載されているとおり、即時に構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化等、更なる措置を講じるべきです。なお、これら追加的措置が必要となった際、円滑な制度移行を可能とするために、アクセス部門と他部門の会計やシステムを事前に分離する等の措置について、現時点より検討を開始すべきです。</p> <p>また、現状の NTT グループの持株体制下においては、グループ全体として利益を追求するインセンティブが働くことは自明であることから、例えば、NTT 東西殿や NTT ドコモ殿に対する子会社等への監視義務の範囲拡大や特定関係事業者の追加 (NTT ドコモ殿や株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿等) 等、グループドミナンスを抑止可能な追加的ルールについて、上記の抜本的組織見直し等を待たずに、速やかに導入していくべきと考えます。</p> <p>&lt;指定電気通信設備制度の枠組み&gt;</p> <p>電気通信市場における垂直的・水平的な構造変化等に伴い、客観的な基準に基づく機動的な市場画定と、これを基にした市場支配力の認定を適時適切に行うべきと考えます。なお、市場支配力の認定の基準の一つである「ボトルネック性」については、自由競争によって勝ち得た結果として生じる市場支配力とは一線を画す特性です。これは、電気通信市場において極めて決定的な特性であり、他の市場支配力規制の存在をもって、ボトルネッ</p> |

| 編 | 章                   | 具体的内容  |
|---|---------------------|--|
|   |                     | ク規制(オープン化義務等)を緩和する理由とはならない点に留意すべきです。   |
|   | 第6章 本検討のフォローアップについて | 政府の「光の道」構想を平成27年までという短期間で着実に推進するためには、「タスクフォース」で取りまとめられた基本方針に基づき、「NTT東西殿における規制の遵守状況」や「料金の低廉化や市場シェア等の動向」等について、きめ細かな検証を実施し、必要に応じ、タイムリーな追加的措置を講じることが重要です。その意味では、来年度以降の「競争政策委員会」においては、特に、答申案第5章に示された「公正競争環境の検証」に軸足を置き、検討を進めて頂く必要があるものと考えます。 |
|   | 第7章 おわりに            | —  |

以上

## NTT-NGNにかかるNTT東西殿の主張



- ・ NGNは新しいネットワーク
- ・ どのようなアンバンドルが必要かは今後の様子を見て

NTT東西殿  
主張の豹変

- ・ 既に多額の設備投資実施済み
- ・ アンバンドルに必要な機能等を具備していない
- ・ 開発・設置には多額のコスト

最低限、設備更改のタイミング等で必要な機能を追加し、NGNをアンバンドルしていくことが必要

## 第二種指定電気通信設備制度の見直し

- ・ 第二種指定電気通信設備制度の閾値シェア25%は、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論<sup>(※1)</sup>や企業結合ガイドライン<sup>(※2)</sup>を参考とし、**40～50%に見直すべき**
- ・ 規制内容についても、**ドミナント規制の厳格化**を図るべき

※1:「50%超:支配的地位が推定、40%超:通常、支配的地位が発生し得る、25%程度:支配的地位を享受しているとは言えない」  
(欧州委員会『SMPガイドライン』より)

※2:「企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」  
(『企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針』より)

|      |        | 現状  | 追加・変更すべき内容   |
|------|--------|---|--|
| 規制根拠 |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>閾値の見直し</b><br/>(占有率40～50%を対象)</li> </ul>   |
| 規制内容 | 接続関連規制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続約款(接続料等)の届出</li> <li>・ 接続会計の整理</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>接続料の厳格な検証確保</b></li> </ul>   |
|      | 行為規制   | <p>【収益額ベースのシェア25%超の会社のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定業務以外への情報流用の禁止</li> <li>・ 各事業者の公平な取扱い</li> <li>・ 設備製造業者、販売業者の公平な取扱い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>二段階規制は廃止</b><br/>(収益額ベースのシェア25%超の適用基準は廃止)</li> <li>・ <b>子会社等への規制の徹底</b></li> </ul> |

## 公正競争環境の新たな検証体制

- ・「**光の道**」進捗状況等の**検証実施及び追加的措置等の検討を行う「光の道評価会議(仮称)」を政務三役体制の下に新設すべき**
- ・法律・経済・技術等を専門とする有識者に加え、公正取引委員会・接続事業者等も参画する体制とすべき

### 【光の道評価会議(案)】

|        |  |
|--------|--|
| 位置付け   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務三役の直下組織</li> <li>・ ダイレクトな報告</li> </ul>  |
| 検証項目   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光の道の進捗(目標達成度)</li> <li>・ ブロードバンド市場の競争の進展(NTT東西の市場支配力の変化)</li> <li>・ 機能分離で講じられた措置への評価</li> </ul> |
| メンバー   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者(法律・経済・技術等)</li> <li>・ 消費者団体</li> <li>・ 接続事業者</li> <li>・ 公正取引委員会 (計10名程度)</li> </ul>         |
| スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年2月～7月に既存制度と連携した検証を行う(一部の既存検証結果を前倒しさせる)</li> </ul>   |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証経緯などは全て公表</li> </ul>  |

